

資料1 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

○四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年3月24日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例51・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とは、法第2条各項に掲げるものをいう。

(事業者の責務)

第2条の2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、原材料の合理的使用及びその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を図るなど減量化に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の処理施設を損壊するおそれのある包装品の容器類及びその処理を妨げるような誇大包装などの回避に努めるとともに、自ら下取りによる回収再生利用による販売を行うなど、その廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(清潔の保持)

第2条の3 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 法第16条に規定する投棄禁止区域においては、土地又は建物の占有者は境界に板塀、有刺鉄線等で囲を設ける等みだりに廃棄物が捨てられないように適正管理に努めなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(市民の協力義務)

第2条の4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めると共に自ら処分することの困難な一般廃棄物については市長が定めた分別方法により区分し、所定の場所に集める等市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処理に協力しなければならない。

(昭59条例15・一部改正)

(再利用による減量)

第2条の5 市長は、一般廃棄物のうち、再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。以下同じ。)できるもの(以下「資源物」という。)については、その再利用を促進し、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(平17条例3・追加)

(資源物の所有権)

第2条の6 第2条の4の規定により所定の場所に排出され

た資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平17条例3・追加)

(一般廃棄物処理計画の告示)

第3条 市が法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理計画は、市長が区域、種類及び収集処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

(平3条例24・一部改正)

(一般廃棄物の処理基準)

第4条 法第6条第1項の区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)が、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条の基準に準じて処理しなければならない。

(多量排出の範囲)

第5条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

常時の場合 1日平均排出量 100kg以上

臨時の場合 一時的排出量 300kg以上

2 市長は、一般廃棄物について事業者に自らの責任において処理させることが必要と認めた場合は、その処理をさせることができる。

(平9条例5・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手料は、別表第1のとおりとする。

(平12条例51・一部改正)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第6条の2 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び処分についての手料は、別表第2のとおりとする。

(平12条例51・追加)

(指定一般廃棄物処理手数料)

第6条の3 法第6条の3第1項の規定により指定された一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)の収集、運搬及び処分についての手料は、別表第3のとおりとする。

(平12条例51・追加)

(市が処理する産業廃棄物の種類)

第7条 法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、市長がその都度指示するものとする。

2 前項の廃棄物については自ら運搬し、かつ、所定の場所に搬入しなければならない。

(平3条例24・平成24条例42・一部改正)

(産業廃棄物の処理費用)

第8条 前条の規定による産業廃棄物の処理に要する費用

は、別表第4のとおりとする。

(平12条例51・一部改正)

(手数料及び費用の減免)

第9条 市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者に対して、第6条及び第8条の規定による手数料及び費用を減免することができる。

(一般廃棄物処理業許可申請)

第10条 法第7条に規定する一般廃棄物処理を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出して許可を受けなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(浄化槽清掃業許可申請)

第11条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条に規定するし尿浄化槽清掃を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(昭60条例31・平3条例24・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付及び許可申請手数料)

第12条 第10条及び第11条の申請に対し市長が適当と認め、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は、2年とする。

3 許可業者は第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、その再交付を30日以内に受けなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請するときに納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者
10,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円

(3) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(昭60条例31・平9条例5・平10条例8・一部改正)

(営業の休止及び廃止)

第13条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その営業の全部又は一部を休止及び廃止しようとするときは、30日前までに届け出なければならない。

(昭60条例31・一部改正)

(許可業者の遵守事項)

第14条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(昭60条例31・一部改正)

(環境指導員)

第15条 本市に生活環境保全のため、清掃思想の普及向上、処理業者の指導、立入検査等を行う環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は市職員であつて環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者を市長が任命する。

3 前項の指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(昭59条例15・旧第16条繰上、平3条例24・一部改正)

(行政処分)

第16条 第10条及び第11条の申請事項に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続して違反行為を行つた者に対しては、市長は期間を定めてその業務の

停止又は第12条の規定による許可を取り消すことができる。

(昭59条例15・旧第17条繰上)

(技術管理者の資格)

第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の過程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者を同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例42・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭59条例15・旧第18条繰上、平9条例5・一部改正、平24条例42・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の四街道町清掃条例の

規定によつてした処分、手続きその他の行為は、改正後の四街道町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中に、これに相当する規定があるときは、改正後の同条例によつてしたものとみなす。

附 則(昭和49年条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第45号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第31号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第31号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成10年10月1日以後の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1のその他の一般廃棄物(粗大ごみ)で市が収集運搬した場合の手数料は、平成10年10月1日以後に市が収集運搬の依頼を受け、これを行った場合について適用する。

附 則(平成12年条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第10号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年9月1日から施行する。ただし、第2条の4の改正規定は、平成31年4月1日から、別表第2の改正規定(「第4条」を「第3条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第6条)

(平31条例10・追加)

種別	取扱区分	手数料
可燃ごみ	市長が指定する袋(以下「指定ごみ袋」という。)	容量が45リットル相当のもの1枚につき 54円
		容量が30リットル相当のもの1枚につき 36円
		容量が20リットル相当のもの1枚につき 24円
		容量が10リットル相当のもの1枚につき 12円
不燃ごみ	指定ごみ袋	容量が30リットル相当のもの1枚につき 36円
		容量が20リットル相当のもの1枚につき 24円
		容量が10リットル相当のもの1枚につき 12円

別表第2(第6条)

(平3条例24・全改、平9条例5・平10条例8・平12条例51・平18条例10・平24条例11・一部改正、平31条例10・旧別表第1線下)

種別	取扱区分	手数料
犬、ねこ等の死体	自ら市の施設に搬入した場合	1頭につき 1,050円
	市が収集運搬した場合	1頭につき 2,100円
その他の一般廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで市が収集運搬した場合	1回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに 200円
	事業所から排出されるごみで市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに 300円

別表第3(第6条の2)

(平12条例51・追加、平31条例10・旧別表第2繰下・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第3条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する基準に合致する特定家庭用機器廃棄物	再商品化法第43条に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)を添付したものを自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額
特定家庭用機器再商品化法施行令第3条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する基準に合致しない特定家庭用機器廃棄物	市が収集運搬した場合	一回につき800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額

別表第4(第6条の3)

(平12条例51・追加、平31条例10・旧別表第3繰下)

種別	取扱区分	手数料
指定一般廃棄物	市が収集運搬した場合	一回につき800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額

別表第5(第8条)

(平3条例24・全改、平10条例8・一部改正、平12条例51・旧別表第2繰下・一部改正、平18条例10・平24条例11・一部改正、平31条例10・旧別表第4繰下)

取扱区分	費用
第7条第1項の規定により市長が指示した産業廃棄物を市の施設へ搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに 350円

資料2 他計画の概要

「四街道市総合計画」【平成26年3月】(四街道市)

「四街道市総合計画後期基本計画」【令和元年8月】

◆目標年次○基本構想 :平成35年度

○前期基本計画:平成30年度

○後期基本計画:平成35年度

◆まちづくりの基本理念

『みんなが主役のまちづくり』

これまで築いてきた市政の流れを継承し、よりよい地域社会を実現するため、市民を始めとしたさまざまな主体が連携・協働しながら自主的にまちづくりに関わっていく「みんなが主役のまちづくり」を基本理念として掲げます。

◆まちづくりの視点

『人と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ、世代と世代をつなぐ、そして過去から現在、未来へとつなぐ。』

本市は、これら「つなぐ」視点を大切にして、接続可能なまちづくりを推進していきます。

◆将来都市像

『人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道』

本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、だれもが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざします。

◆基本目標

(1)だれもが健康でいきいき暮らせるまち

子育てしやすいまちは、子どもだけでなく、高齢者や障害のある人にとっても住みやすいまちです。

本目標では、大人も子どもも、障害のある人もない人も、すべての人が、生きがいをもって元気に生活できるまちをめざします。

(2)安全・安心を実現するまち

「住みたいまち」「いつまでも住み続けたいまち」にするためには、利便性の向上だけでなく、市民生活の「安全・安心」の確保が不可欠です。

本目標では、災害や犯罪などの不安が少ない安全な環境で、だれもが安心して日常生活を送れるまちをめざします。

(3)豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

本市が今後も持続的に発展していくためには、将来を担う「四街道っ子」の育成とあらゆる世代がいきいきと心豊かに暮らし続けていける環境づくりが必要です。

本目標では、家庭・地域・学校が連携しながら、子どもたちが安心して確かな学力を身につけ、そして、だれもが気軽に学習活動、文化活動、スポーツ活動に親しめるまちをめざします。

(4)みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

生活にうるおいとやすらぎを与える豊かな緑は、本市の大きな魅力です。

本目標では、快適な生活を保障する生活基盤のもとで、地球環境も視野に入れた大きな視点と、暮らしやすい環境の醸成という地域としての視点の両面から、環境に配慮し、自然を身近に感じながら暮らしていけるまちをめざします。

(5)にぎわいと活力にあふれるまち

都市としての魅力を高め、まちの活力をさらに高めていくためには、にぎわいの創出が必要です。

本目標では、計画的に形成された優良な市街地のもと、円滑で快適な移動環境がもたらす活発な地域間交流や、経済活動により地域が活性化するまちをめざします。

(6)ともに創る将来に向けて持続可能なまち

本市では、市民によるまちづくりの活動がさまざまな分野で広がっています。

本目標では、まちづくりや地域活動などに、市民がみんなで参加し、協働し、貢献しながら、本市の魅力を最大限に活かして、ひとまもまちも成長していくまちをめざします。

◆将来フレーム

(1)将来の総人口

区分		平成 25 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
人口	(人)	89,116	92,000	93,000
世帯数	(世帯)	34,592	36,500	37,400
一世帯あたり人員	(人)	2.58	2.52	2.49

※平成 25 年度は平成 26 年 1 月 1 日現在

(2)将来の年齢別人口構成

区分	平成 25 年度		平成 30 年度		平成 35 年度	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14 歳	12,022	13.5	11,960	13.0	11,360	12.2
15～64 歳	54,227	60.8	53,360	58.0	54,120	58.2
65 歳以上	22,867	25.7	26,680	29.0	27,520	29.6
計	89,116	100.0	92,000	100.0	93,000	100.0

※平成 25 年度は平成 26 年 1 月 1 日現在

◆土地利用構想

(1)基本的な考え方

土地は、すべての市民の生活や社会経済活動の重要な基盤であるとともに、将来に向けたさらなる発展のための資源です。

将来都市像の実現に向けて、この資源を有効に活用するため、長期的な視点も踏まえながら、次のとおり、計画的な土地利用を進めます。

(2)都市の方向性

- ・ にぎわいと活力ある都市
- ・ 安全・安心な快適都市
- ・ 緑と調和するやすらぎの都市

千葉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)」に基づき、廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化や資源化を進めてきており、持続可能な循環型社会の構築に向け、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定しました。

1 策定方針

平成28年3月に策定された前計画では、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれを進めるための「適正処理体制の整備」を3つの柱として、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、施策に取り組んできましたが、県の廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化し、前述のとおり、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

本計画では、廃棄物の減量化や資源化等をさらに進めていくため、県の廃棄物処理の現状と課題及び前計画における施策の進捗状況等を踏まえるとともに、上位計画である千葉県総合計画(平成29年10月策定)及び第三次千葉県環境基本計画(平成31年3月策定)を具体化する個別計画として、国が定めた、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月改正)及び第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月策定)等との整合を図りながら、計画を策定することとします。

2 計画目標年度

令和7年度

3 基本方針

○みんなで作る『持続可能な循環型社会』の構築

『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進します。

○多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図ります。

○県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図ります。

4 減量化・再資源化等の目標値

【一般廃棄物】

- ・ごみの排出量を183万t以下(一人1日当たり825g以下)
- ・一人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g以下
- ・出口側の循環利用率を30%以上
- ・最終処分量を12万t以下

区分	前計画		本計画		
	R2 (目標年度)		H30 (基準年度)	R7 (目標年度)	
	目標値	予測値 ^{※1}	実績値	予測値 ^{※1}	目標値
排出量	196万t以下	204万t	206万t	198万t	183万t以下
一人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	500g以下	508g	507g	499g	440g以下
出口側の 循環利用率 ^{※2}	—	—	22.4%	22%	30%以上
再生利用率	30%以上	22.2%	—	—	—
最終処分量	13万t以下	14.4万t	14.3万t	14万t	12万t以下

※1：「予測値」は現行の施策を継続した場合に予測される推計値です。

※2：「出口側の循環利用率」の計算方法は、従前の計画の再生利用率と同じです。

5 展開する施策

- I 3Rの推進
- II 適正処理の推進
- III 適正処理体制の整備
- IV 万全な災害廃棄物処理体制の構築

第4次循環型社会形成推進基本計画について

平成30年6月19日に、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

循環型社会の全体像に関する指標、目標は以下のとおりです。

1 資源生産性

2025年度目標：約49万円/トン(2000年度の約2倍)

2 入口側の循環利用率 (＝循環利用量/(天然資源等投入量＋循環利用量))

2025年度目標：約18%(2000年度の約1.8倍)

3 出口側の循環利用率 (＝循環利用量/廃棄物等発生量)

2025年度目標：約47%(2000年度の約1.3倍)

4 最終処分量

2025年度目標：約13百万トン(2000年度から約77%減)

一般廃棄物：約3百万トン(2000年度から約70%減)

産業廃棄物：約10百万トン(2000年度から約77%減)

参 考

1 家庭系・事業系食品ロス量

2030年度目標：家庭系食品ロス量は2000年度の半減

事業系食品ロス量は今後、食品リサイクル法の基本方針で目標を設定

2 1人1日当たりのごみ排出量(1人1日当たりの家庭系ごみ排出量)

2025年度目標：約850g/人/日(1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：約440g/人/日)

3 一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場の残余年数

【一廃】2022年度に20年分を維持

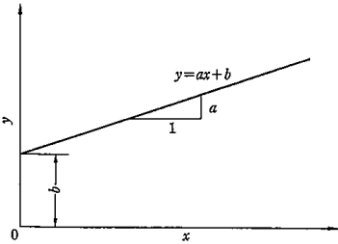
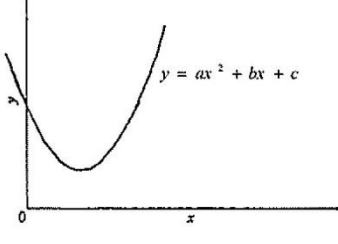
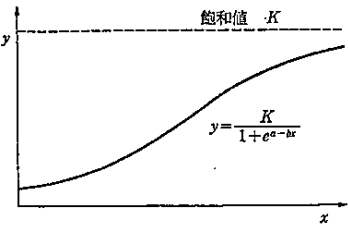
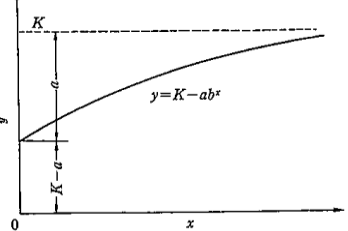
【産廃】2020年度に10年分程度

4 具体的な3R行動の実施率

2025年度目標：2012年度の世論調査から約20%上昇

資料3 ごみ処理の実績及び予測

(1) トレンド予測

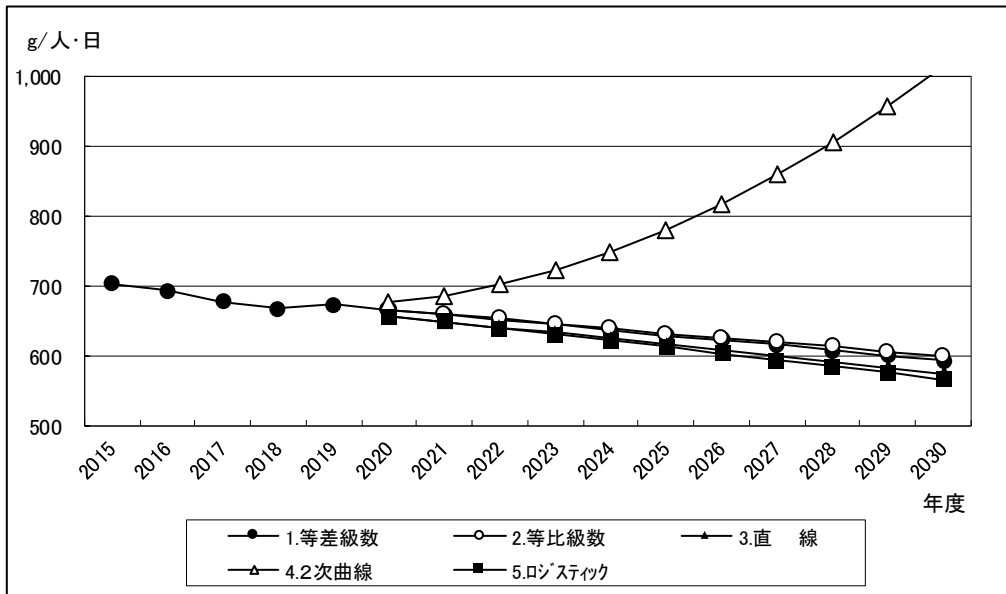
推計式	概要
等差級数	過去の変化の差の平均を一定として将来の推移を予測する方法
等比級数	過去の変化の比の平均を一定として将来の推移を予測する方法
最小二乗法	<p>過去のデータに最もよく合う直線または曲線を想定し、将来の推移を予測する方法。当てはめる式は、直線、2次曲線、ロジスティック曲線などがあり、過去の値から求める直線または曲線までの距離の2乗の和が最小になるように定める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>直線式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 10px auto;"> <p>ごく近い将来も直線的に推移すると見込める場合には、合う式</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2次曲線式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 10px auto;"> <p>ごく近い将来を予測するには良く合う式</p> </div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ロジスティック曲線</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 180px; margin: 10px auto;"> <p>初期には緩やかに成長、中期大幅に伸びてやがて飽和となることを示す式</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>修正指数曲線式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 180px; margin: 10px auto;"> <p>極限值に近づきつつある状態について適用されやすい式</p> </div> </div> </div>

①生活系ごみ

単位：g/人日

年度\項目	推 計 計 算 式					
	1.等差級数	2.等比級数	3.直線	4.2次曲線	5.ロジスティック	6.べき曲線
2015	703					
2016	693					
2017	678					
2018	668					
2019	674					
2020	666	666	658	676	657	不能
2021	659	659	650	687	649	不能
2022	652	653	641	702	640	不能
2023	645	646	633	723	631	不能
2024	637	639	625	749	622	不能
2025	630	632	616	780	613	不能
2026	623	626	608	817	603	不能
2027	616	619	600	859	594	不能
2028	608	613	591	906	585	不能
2029	601	606	583	958	576	不能
2030	594	600	575	1,016	566	不能
相関係数	0.910605	0.912719	0.910605	0.973089	0.907725	-

相関順位	3	2	4	1	5	
------	---	---	---	---	---	--

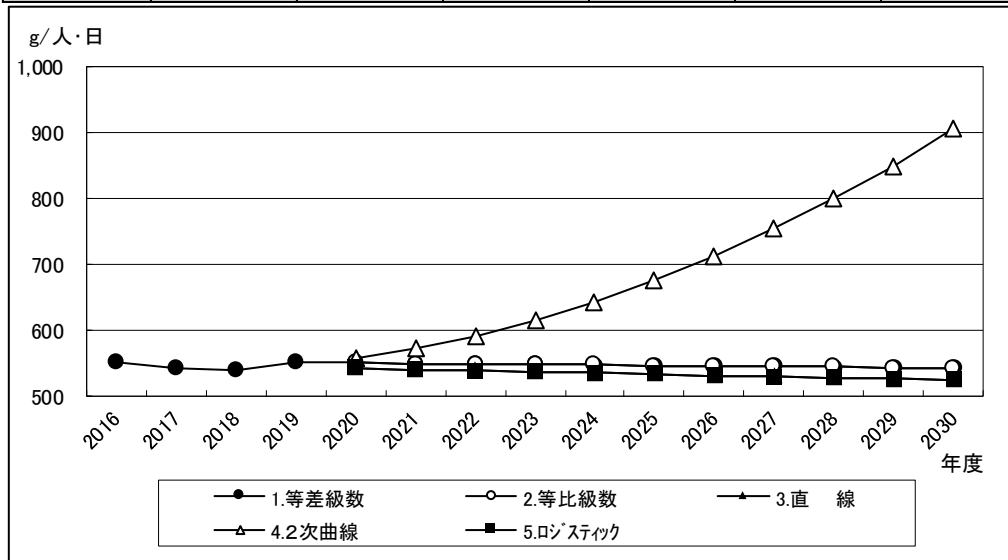


②家庭系ごみ

単位：g/人日

年度\項目	推 計 計 算 式					
	1. 等差級数	2. 等比級数	3. 直 線	4. 2 次曲線	5. ロジスティック	6. べき曲線
2015	554					
2016	552					
2017	543					
2018	540					
2019	551					
2020	550	550	542	558	542	不能
2021	549	549	540	572	540	不能
2022	548	548	539	591	538	不能
2023	548	548	537	614	537	不能
2024	547	547	535	642	535	不能
2025	546	546	533	675	533	不能
2026	545	545	531	712	531	不能
2027	545	545	530	754	529	不能
2028	544	544	528	800	528	不能
2029	543	543	526	850	526	不能
2030	542	542	524	906	524	不能
相関係数	0.464758	0.465315	0.464758	0.838819	0.464473	-

相関順位	3	2	4	1	5	
------	---	---	---	---	---	--

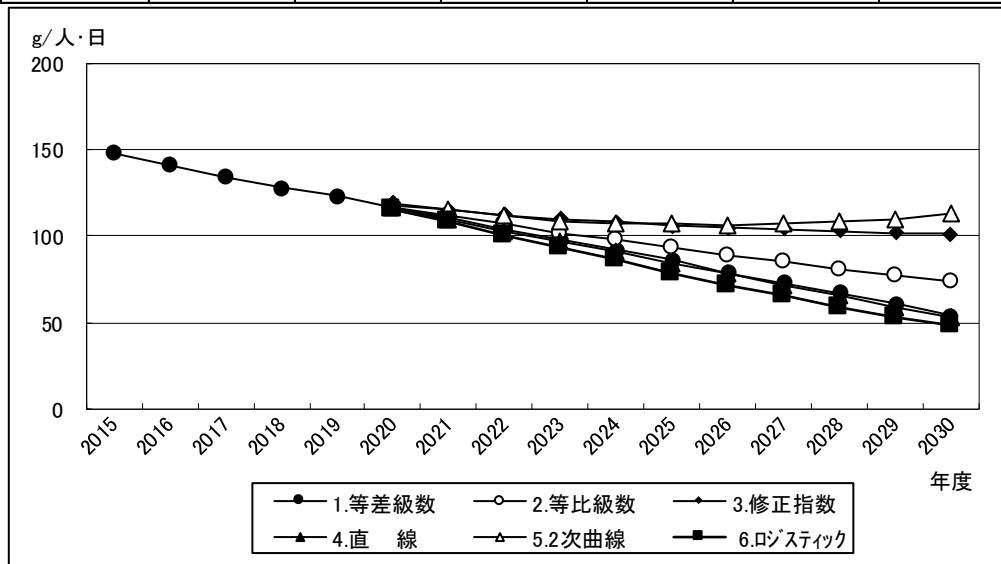


③資源物

単位：g/人日

年度\項目	推 計 計 算 式					
	1. 等差級数	2. 等比級数	3. 修正指数	4. 直 線	5. 2次曲線	6. ロジスティック
2015	実績値					
2016						
2017						
2018						
2019						
2020	117	117	119	116	118	115
2021	111	112	115	110	115	108
2022	104	107	112	103	112	100
2023	98	102	110	97	109	93
2024	92	98	108	91	107	86
2025	86	93	106	84	107	79
2026	79	89	105	78	106	72
2027	73	85	104	72	107	66
2028	67	81	103	66	108	59
2029	61	77	102	59	110	53
2030	54	74	101	53	113	48
相関係数	0.997615	0.999065	0.998940	0.997615	0.999857	0.995190

相関順位	4	2	3	4	1	6
------	---	---	---	---	---	---

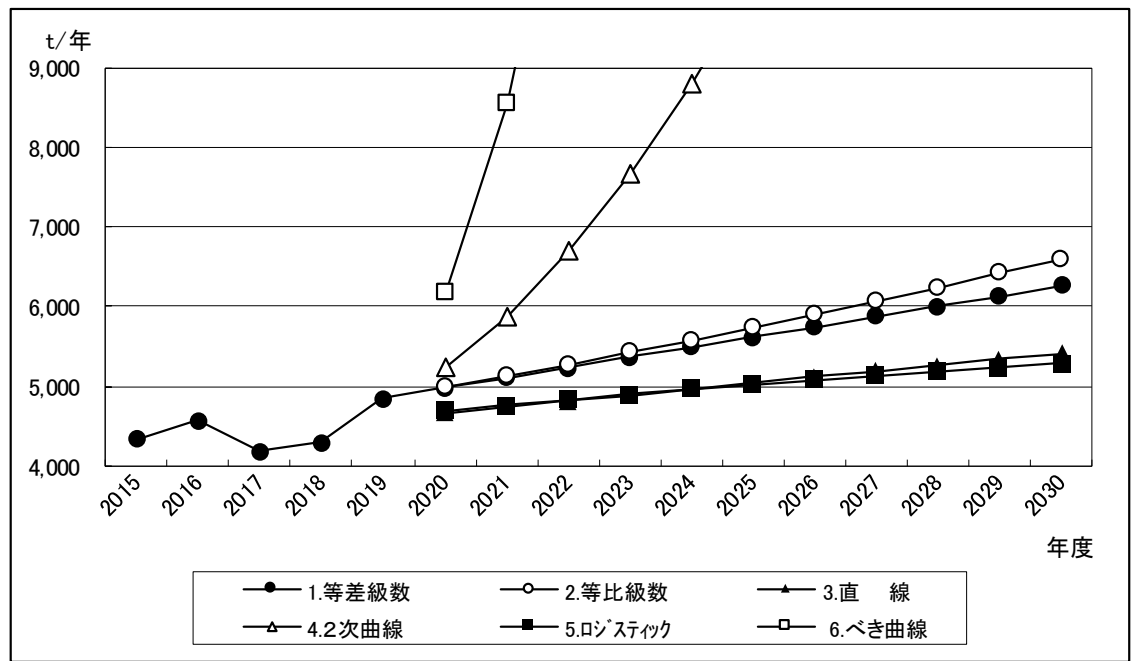


④事業系ごみ

単位：t/年

年度\項目		推 計 計 算 式					
		1.等差級数	2.等比級数	3.直線	4.2次曲線	5.ロジスティック	6.べき曲線
2015	実績値	4,337					
2016		4,573					
2017		4,187					
2018		4,288					
2019		4,850					
2020	予測値	4,978	4,987	4,669	5,238	4,692	6,180
2021		5,106	5,128	4,743	5,882	4,764	8,539
2022		5,234	5,274	4,817	6,688	4,832	12,162
2023		5,363	5,423	4,891	7,657	4,898	17,270
2024		5,491	5,577	4,965	8,789	4,961	24,069
2025		5,619	5,735	5,039	10,083	5,021	32,756
2026		5,747	5,898	5,113	11,541	5,078	43,520
2027		5,876	6,065	5,188	13,161	5,132	56,544
2028		6,004	6,237	5,262	14,943	5,184	72,004
2029		6,132	6,413	5,336	16,888	5,233	90,073
2030		6,260	6,595	5,410	18,996	5,280	110,918
相関係数		0.440272	0.449766	0.440272	0.721784	0.428335	1.000000

相関順位	4	3	4	2	6	1
------	---	---	---	---	---	---



(2) ごみ排出量・処理量の現状と予測

			実績					予測												
項目			単位	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
人	人口	人		91,441	92,132	92,906	93,737	94,845	95,149	95,343	95,537	95,731	95,925	96,118	96,143	96,166	96,191	96,214	96,239	
	人口増加指数	—		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	年間日数			366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
原 単 位	生活系ごみ	g/人日		703	693	678	668	674	674	674	674	674	674	674	674	674	674	674	674	
	(家庭系ごみ)	g/人日		554	552	543	540	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	
	(資源物)	g/人日		148	141	134	128	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	
	可燃	g/人日		470.8	469.5	463.9	459.6	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	467.1	
	プラスチック・ビニール類	g/人日		46.9	45.9	44.4	44.8	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	
	不燃	g/人日		18.9	18.5	18.0	18.2	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	
	粗大	g/人日		17.9	18.0	17.3	17.5	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	
	資源物	g/人日		113.9	108.8	104.0	99.9	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	
	有害ごみ	g/人日		1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	拠点回収	g/人日		0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	集団回収	g/人日		33.3	30.9	29.3	27.5	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	
	事業系ごみ	g/人日		130	136	123	125	140	140	139	139	138	139	138	138	138	138	138	138	
	可燃	g/人日		129.1	135.9	123.4	124.6	139.6	139.5	139.2	138.9	138.3	138.4	138.1	138.0	137.6	138.0	137.9	137.9	
	プラスチック・ビニール類	g/人日		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	不燃	g/人日		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	粗大	g/人日		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資源物	g/人日		0.1	0.1	0.1	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	合計	g/人日		832	829	801	794	813	813	813	813	812	812	812	812	811	812	812	812	
	年 間 量	生活系ごみ	t/年		23,517	23,289	22,979	22,869	23,386	23,397	23,445	23,492	23,604	23,588	23,635	23,641	23,712	23,653	23,659	23,665
		事業系ごみ	t/年		4,337	4,573	4,187	4,288	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850
合計		t/年		27,854	27,862	27,166	27,157	28,236	28,247	28,295	28,342	28,454	28,438	28,485	28,491	28,562	28,503	28,509	28,515	
排 出 抑 制 ・ 資 源 移 行 量	生活系ごみ排出抑制	g/人日							0	48	48	48	48	48	48	48	48	48		
	可燃	g/人日							0	47	47	47	47	47	47	47	47	47		
	不燃	g/人日							0	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	生活系ごみ資源移行	g/人日							0	2	3	5	6	8	8	8	8	8		
事業系ごみ排出抑制	t/年							0.0	64.0	128.0	192.0	256.0	320.0	320.0	320.0	320.0	320.0	320.0		
排出抑制・資源化移行後の予測																				
原 単 位	生活系ごみ	g/人日							674	626	626	626	626	626	626	626	626	626	626	
	家庭系ごみ	g/人日							551	502	500	498	497	495	495	495	495	495		
	事業系ごみ	g/人日							140	138	135	133	131	129	129	129	129	129		
	総排出量	g/人日							813	764	761	759	757	755	755	755	755	755		
年 間 量	生活系ごみ	t/年							23,397	21,786	21,830	21,935	21,919	21,963	21,969	22,034	21,980	21,985		
	事業系ごみ	t/年							4,850	4,786	4,722	4,658	4,594	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530		
	総排出量	t/年							28,247	26,572	26,552	26,593	26,513	26,493	26,499	26,564	26,510	26,515		

注)0.0 は小数点以下の数値が存在することを示す。

			実績					予測											
		項目	単位	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
排出量の内訳																			
年 間 量	生活系ごみ	合計	t/年	23,517	23,289	22,979	22,869	23,386	23,397	21,786	21,830	21,935	21,919	21,963	21,969	22,034	21,980	21,985	21,991
		可燃	t/年	15,756	15,788	15,730	15,725	16,213	16,220	14,573	14,548	14,562	14,496	14,470	14,474	14,517	14,481	14,485	14,488
		プラスチック・ビニール類	t/年	1,568	1,543	1,504	1,531	1,575	1,576	1,579	1,582	1,590	1,589	1,592	1,592	1,597	1,593	1,594	1,594
		不燃	t/年	632	621	609	624	663	664	632	633	636	636	637	637	639	637	638	638
		粗大	t/年	599	605	587	600	669	669	671	672	675	675	676	676	678	677	677	677
		資源物	t/年	3,813	3,660	3,525	3,417	3,356	3,358	3,419	3,481	3,553	3,606	3,669	3,670	3,681	3,672	3,672	3,673
		有害ごみ	t/年	32	32	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
		拠点回収	t/年	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	集団回収	t/年	1,115	1,038	992	940	878	878	880	882	886	885	887	887	890	888	888	888	
	事業系ごみ	合計	t/年	4,337	4,573	4,187	4,288	4,850	4,850	4,786	4,722	4,658	4,594	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530
		可燃	t/年	4,321	4,569	4,183	4,262	4,844	4,844	4,780	4,716	4,652	4,588	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524
		プラスチック・ビニール類	t/年	6	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		不燃	t/年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大	t/年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源物	t/年	3	2	2	24	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	合計	総排出量	t/年	27,854	27,862	27,166	27,157	28,236	28,247	26,572	26,552	26,593	26,513	26,493	26,499	26,564	26,510	26,515	26,521
		可燃	t/年	20,077	20,357	19,913	19,987	21,057	21,064	19,353	19,264	19,214	19,084	18,994	18,998	19,041	19,005	19,009	19,012
		プラスチック・ビニール類	t/年	1,574	1,545	1,506	1,533	1,578	1,579	1,582	1,585	1,593	1,592	1,595	1,595	1,600	1,596	1,597	1,597
		不燃	t/年	635	621	609	624	663	664	632	633	636	636	637	637	639	637	638	638
		粗大	t/年	603	605	587	600	669	669	671	672	675	675	676	676	678	677	677	677
		資源物	t/年	3,816	3,662	3,527	3,441	3,359	3,361	3,422	3,484	3,556	3,609	3,672	3,673	3,684	3,675	3,675	3,676
有害ごみ		t/年	32	32	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
拠点回収		t/年	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団回収	t/年	1,115	1,038	992	940	878	878	880	882	886	885	887	887	890	888	888	888		

			実 績					予 測													
		項目	単位	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
原 単 位	生活系ごみ	合計	g/人日	703	693	678	668	674	674	626	626	626	626	626	626	626	626	626	626		
		可燃	g/人日	470.8	469.5	463.9	459.6	467.1	467.1	418.8	417.2	415.6	414.0	412.5	412.5	412.5	412.5	412.5	412.5	412.5	
		プラスチック・ビニール類	g/人日	46.9	45.9	44.4	44.7	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4
		不燃	g/人日	18.9	18.5	18.0	18.2	19.1	19.1	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2
		粗大	g/人日	17.9	18.0	17.3	17.5	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3
		資源物	g/人日	113.9	108.8	103.9	99.9	96.7	96.7	98.3	99.8	101.4	103.0	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6
		有害ごみ	g/人日	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
		拠点回収	g/人日	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	集団回収	g/人日	33.3	30.9	29.3	27.5	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	
	事業系ごみ	合計	g/人日	130	136	123	125	140	140	138	135	133	131	129	129	129	129	129	129	129	
		可燃	g/人日	129.1	135.9	123.4	124.6	139.5	139.5	137.4	135.2	132.8	131.0	129.0	128.9	128.5	128.9	128.8	128.8	128.8	
		プラスチック・ビニール類	g/人日	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		不燃	g/人日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		粗大	g/人日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資源物	g/人日	0.1	0.1	0.1	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	合計	総排出量	g/人日	832	829	801	794	813	813	764	761	759	757	755	755	755	755	755	755	755	
		可燃	g/人日	599.9	605.4	587.2	584.2	606.6	606.6	556.1	552.4	548.4	545.1	541.4	541.4	541.0	541.3	541.3	541.3	541.2	
		プラスチック・ビニール類	g/人日	47.0	45.9	44.4	44.8	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	45.5	
		不燃	g/人日	19.0	18.5	18.0	18.2	19.1	19.1	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	
		粗大	g/人日	18.0	18.0	17.3	17.5	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	
		資源物	g/人日	114.0	108.9	104.0	100.6	96.8	96.8	98.3	99.9	101.5	103.1	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	
有害ごみ		g/人日	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		
拠点回収		g/人日	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
集団回収	g/人日	33.3	30.9	29.3	27.5	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3			

注) 0.0 は小数点以下の数値が存在することを示す。

項目	単位	実績					予測												
		H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
処理量																			
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
焼却処理対象量	t/年	20,735	20,998	20,487	20,564	21,728	21,720	20,005	19,917	19,871	19,740	19,652	19,656	19,701	19,663	19,667	19,671		
可燃ごみ収集量	t/年	20,077	20,357	19,913	19,987	21,057	21,064	19,353	19,264	19,214	19,084	18,994	18,998	19,041	19,005	19,009	19,012		
	破砕・資源残渣量	t/年	658	641	574	577	671	656	652	654	657	656	658	658	660	658	658		
焼却処理（搬出）																			
チップ化	焼却前搬出	t/年	296	235	241	249	330	330	298	298	300	299	300	300	301	300	300	300	
	焼却	t/年	20,439	20,763	20,246	20,315	21,635	21,390	19,708	19,619	19,571	19,441	19,352	19,356	19,400	19,363	19,366	19,370	
焼却残さ																			
資源化	t/年	56	54	54	58	70	69	64	63	63	63	63	63	63	63	63	63		
	埋立	t/年	2,204	2,156	2,166	2,096	2,204	2,179	2,008	1,999	1,994	1,981	1,971	1,972	1,976	1,973	1,973	1,973	
不燃ごみ処理対象量	t/年	632	621	609	624	663	664	632	633	636	636	637	637	639	637	638	638		
プラスチック・ビニール類処理対象量	t/年	1,574	1,545	1,506	1,533	1,578	1,579	1,582	1,585	1,593	1,592	1,595	1,595	1,600	1,596	1,597	1,597		
粗大ごみ処理対象量	収集及び中間処理後搬入物	t/年	607	609	590	617	697	671	673	674	677	677	678	678	680	679	679		
資源物処理対象量																			
他へ	事前搬出	t/年	55	58	50	47	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
	資源化	ベース量	t/年	3,761	3,604	3,477	3,394	3,338	3,340	3,346	3,353	3,369	3,367	3,374	3,374	3,385	3,376	3,377	3,378
		移行分	t/年	0	0	0	0	0	0	55	110	166	221	277	277	278	277	277	277
資源化量(搬出)	t/年	3,761	3,604	3,477	3,394	3,338	3,340	3,401	3,463	3,535	3,588	3,651	3,651	3,662	3,653	3,654	3,655		
カレット・ビン	t/年	657	612	626	611	581	581	582	584	586	586	587	587	589	588	588	588		
鉄	t/年	118	112	112	108	92	92	92	92	93	93	93	93	93	93	93	93		
アルミ	t/年	151	150	150	154	155	155	155	156	156	156	157	157	157	157	157	157		
段ボール	t/年	651	645	633	637	647	647	649	650	653	653	654	654	656	654	655	655		
古紙(移行分含む)	t/年	1,484	1,408	1,275	1,279	1,197	1,198	1,255	1,313	1,374	1,428	1,487	1,487	1,491	1,488	1,488	1,489		
繊維	t/年	241	247	230	236	249	249	250	250	251	251	252	252	252	252	252	252		
ペットボトル	t/年	275	280	290	298	298	298	299	299	301	301	301	301	301	302	301	301	302	
その他(廃食油等)	t/年	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
残渣(最終処分)	t/年	184	150	161	61	109	109	109	109	110	110	110	110	111	110	110	110		
有害ごみ(委託処分-資源化)	t/年	32	32	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32		
資源化のまとめ																			
収集資源	t/年	3,577	3,454	3,316	3,333	3,229	3,231	3,292	3,354	3,425	3,478	3,540	3,541	3,552	3,543	3,544	3,545		
可燃から(チップ化)	t/年	296	235	241	249	330	330	298	298	300	299	300	300	301	300	300	300		
不燃から	t/年	225	230	212	238	235	235	224	224	225	225	226	226	226	226	226	226		
プラスチック・ビニール類処理から	t/年	894	923	899	1,089	961	962	964	966	970	969	971	972	975	972	972	973		
粗大から(焼却残渣からの金属、直接搬入のペット含む)	t/年	366	361	355	334	382	371	366	366	368	367	367	367	368	367	368	368		
有害ごみ-水銀回収	t/年	32	32	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32		
拠点回収	t/年	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
集団回収	t/年	1,115	1,038	992	940	878	878	880	882	886	885	887	887	890	888	888	888		
総資源化量(施設における資源化+集団回収+焼却灰からの資源)	t/年	6,507	6,275	6,047	6,215	6,047	6,038	6,055	6,122	6,206	6,256	6,324	6,325	6,344	6,329	6,330	6,332		

		実績					予測												
項目		単位	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
最終処分 埋立																			
	焼却灰	t/年	2,204	2,156	2,166	2,096	2,204	2,179	2,008	1,999	1,994	1,981	1,971	1,972	1,976	1,973	1,973	1,973	
	プラスチック・ビニール類残渣	t/年	51	44	50	34	46	46	46	46	46	46	46	46	46	47	46	46	46
	不燃から	t/年	307	305	299	291	327	327	312	312	314	314	314	314	314	315	314	314	314
	資源処理から	t/年	184	150	161	61	109	109	109	109	110	110	110	110	110	111	110	110	110
最終処分合計		t/年	2,746	2,655	2,676	2,482	2,686	2,661	2,475	2,467	2,464	2,450	2,442	2,443	2,449	2,444	2,444	2,445	
リサイクル率・埋立率																			
	リサイクル率	%	23.4%	22.5%	22.3%	22.9%	21.4%	21.4%	22.8%	23.1%	23.3%	23.6%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	
	埋立率	%	9.9%	9.5%	9.9%	9.1%	9.5%	9.4%	9.3%	9.3%	9.3%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	
資源量																			
市 収 集 資 源	カレット・ビン	t/年	657	612	626	611	581	581	582	584	586	586	587	587	589	588	588	588	
	鉄	t/年	118	112	112	108	92	92	92	92	93	93	93	93	93	93	93	93	93
	アルミ	t/年	151	150	150	154	155	155	155	156	156	156	157	157	157	157	157	157	157
	段ボール	t/年	651	645	633	637	647	647	649	650	653	653	654	654	656	654	655	655	655
	古紙(移行量含む)	t/年	1,484	1,408	1,275	1,279	1,197	1,198	1,255	1,313	1,374	1,428	1,487	1,487	1,491	1,488	1,488	1,488	1,489
	繊維	t/年	241	247	230	236	249	249	250	250	251	251	252	252	252	252	252	252	252
	ペットボトル	t/年	275	280	290	298	298	298	299	299	301	301	301	301	302	301	301	301	302
	プラスチック・ビニール類	t/年	894	923	899	1,089	961	962	964	966	970	969	971	972	975	972	972	972	973
	その他(廃食油等)	t/年	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	水銀回収等	t/年	32	32	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
集 団 回 収	紙類(牛乳パック)	t/年	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	紙類(その他)	t/年	1,034	964	917	866	804	804	806	808	811	811	812	813	815	813	813	813	
	繊維類	t/年	59	54	55	54	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	
	食用油	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金属類	t/年	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	ビン類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ペットボトル	t/年	9	8	7	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
総 資 源 化 量	総資源化量	t/年	6,507	6,275	6,048	6,215	6,047	6,038	6,055	6,122	6,206	6,256	6,324	6,325	6,344	6,329	6,330	6,332	
	カレット・ビン	t/年	657	612	626	611	581	581	582	584	586	586	587	587	589	588	588	588	
	金属類(鉄類、アルミ、小型家電、焼却灰からの回収含む)	t/年	801	790	774	800	843	833	817	819	822	821	822	823	825	823	823	823	
	紙類(段ボール、牛乳パック含む)	t/年	3,214	3,063	2,862	2,811	2,669	2,669	2,730	2,790	2,859	2,912	2,973	2,974	2,983	2,975	2,976	2,977	
	繊維	t/年	311	313	297	296	308	308	308	309	310	310	311	311	312	311	311	311	
	ペットボトル	t/年	301	306	318	319	313	314	314	315	316	316	317	317	318	317	317	317	
	プラスチック・ビニール類	t/年	894	923	899	1,089	961	962	964	966	970	969	971	972	975	972	972	973	
	その他(廃食油等)	t/年	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	チップ化	t/年	296	235	241	249	330	330	298	298	300	299	300	300	301	300	300	300	
	水銀回収等	t/年	32	32	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	

注) 総資源化量は中間処理に伴う資源も算入している。

【資源量の原単位】

	項目	単位	実績					予測											
			H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
市 収 集 資 源	カレット・ビン	g/人日	19.6	18.2	18.5	17.9	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	
	鉄	g/人日	3.5	3.3	3.3	3.2	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
	アルミ	g/人日	4.5	4.5	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
	段ボール	g/人日	19.5	19.2	18.7	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	
	古紙(移行量含む)	g/人日	44.3	41.9	37.6	37.4	34.5	34.5	36.1	37.6	39.2	40.8	42.4	42.4	42.4	42.4	42.4	42.4	
	繊維	g/人日	7.2	7.3	6.8	6.9	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	
	ペットボトル	g/人日	8.2	8.3	8.6	8.7	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	
	プラスチック・ビニール類	g/人日	26.7	27.4	26.5	31.8	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	
	その他(廃食油等)	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	水銀回収等	g/人日	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
集 団 回 収	紙類(牛乳パック)	g/人日	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
	紙類(その他)	g/人日	30.9	28.7	27.0	25.3	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2		
	繊維類	g/人日	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6		
	食用油	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	金属類	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
	ビン類	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	ペットボトル	g/人日	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
総 資 源 化 量	総資源化量	g/人日	194	187	178	182	174	174	174	176	177	179	180	180	180	180	180		
	カレット・ビン	g/人日	19.6	18.2	18.5	17.9	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7		
	金属類(鉄類、アルミ、小型家電、焼却灰からの回収含む)	g/人日	23.9	23.5	22.8	23.4	24.3	24.0	23.5	23.5	23.5	23.5	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4		
	紙類(段ボール、牛乳パック含む)	g/人日	96.0	91.1	84.4	82.2	76.9	76.9	78.4	80.0	81.6	83.2	84.7	84.7	84.7	84.7	84.7		
	繊維	g/人日	9.3	9.3	8.8	8.6	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9		
	ペットボトル	g/人日	9.0	9.1	9.4	9.3	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0		
	プラスチック・ビニール類	g/人日	26.7	27.4	26.5	31.8	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7		
	その他(廃食油等)	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
	チップ化	g/人日	8.8	7.0	7.1	7.3	9.5	9.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5		
	水銀回収等	g/人日	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		

注) 総資源化量は中間処理に伴う資源も算入している。

資料4 水質汚濁状況

本市では図 5-1 に示すとおり、市内 4 河川 12 地点において水質試料を採取し、河川水質調査を実施しています。調査項目は表 5-2 に示すとおり、水質汚濁に係る環境基準の項目(生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)及び人の健康の保護に関する項目(健康項目))について分析し、水質濃度及び汚濁負荷量の調査を行ないました。

各測定地点の測定回数を表 5-1 に示します。

平成 30 年度の水質調査結果は、生活項目のうち、BOD75%値(代表的な水質指標)の環境基準適合状況は、鹿島川、手繰川、小名木川、勝田川の上流・下流ともに適合しました。

また、健康項目についても全項目いずれも環境基準に適合しました。

表 5-1 各測定地点の測定回数(平成 30 年度)

水域	水系 (類型指定)	調査地点名	生活項目	健康項目
印旛沼	鹿島川水系 (A 類型)	上流 馬渡	4	—
		下流 亀崎	4	2
		支流 1 成山	4	—
		支流 2 吉岡	4	—
	小名木川水系 (類型なし)	上流 鹿渡	4	—
		下流 山梨	4	2
	手繰川水系 (C 類型)	上流 緑ヶ丘	4	—
下流 内黒田		4	2	
東京湾	勝田川水系 (類型なし)	上流 桜ヶ丘	4	—
		下流 大作岡	4	2
		支流 1 桜ヶ丘	4	—
		支流 2 中志津	4	—

表 5-2 調査項目(平成 30 年度)

調査項目	調査内容
生活環境項目 (5 項目)	pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数
その他	COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りん、硝酸性窒素、流量
健康項目 (27 項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(資料：四街道市環境白書(令和元年版))

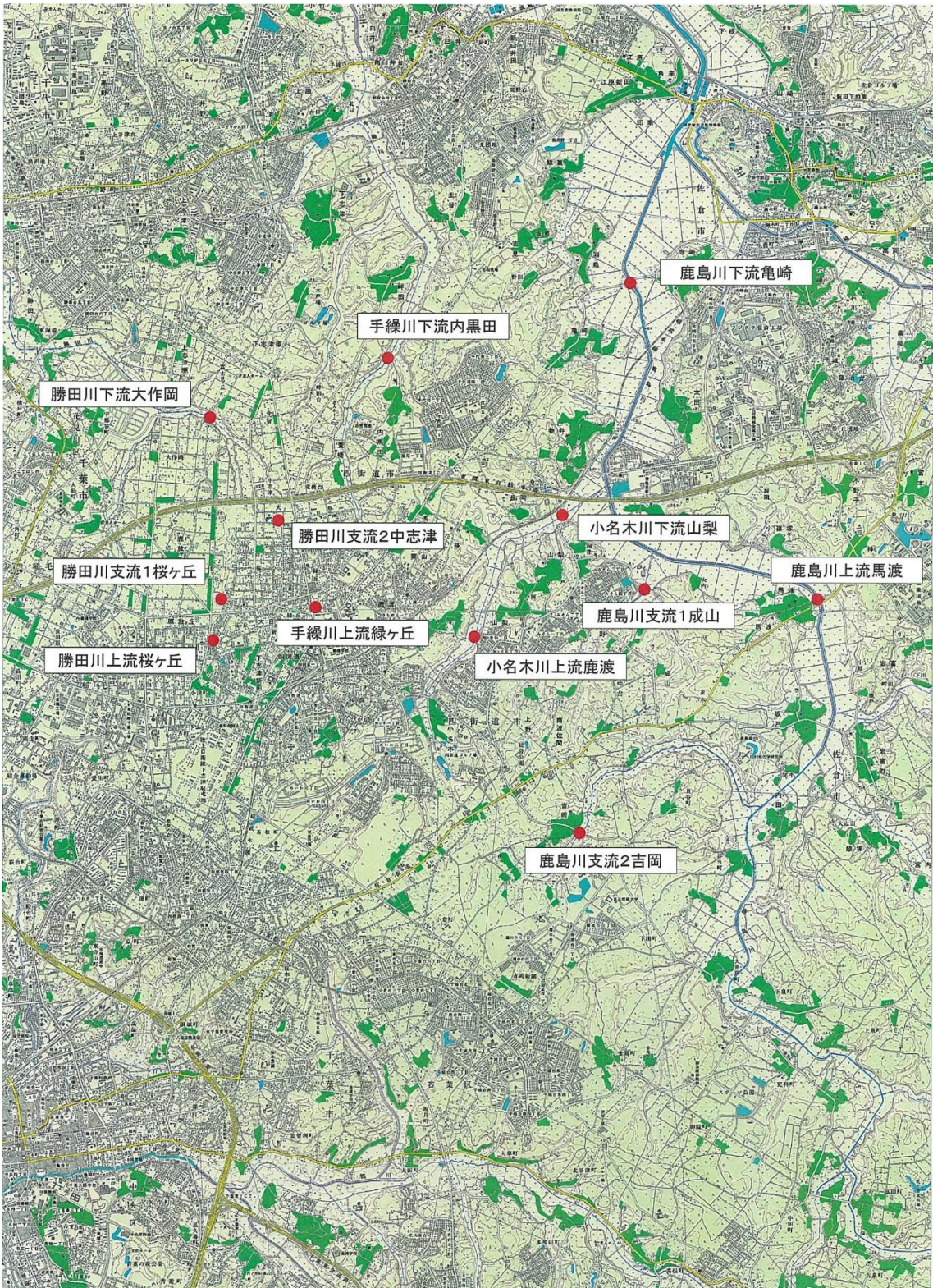


図 5-1 調査地点位置

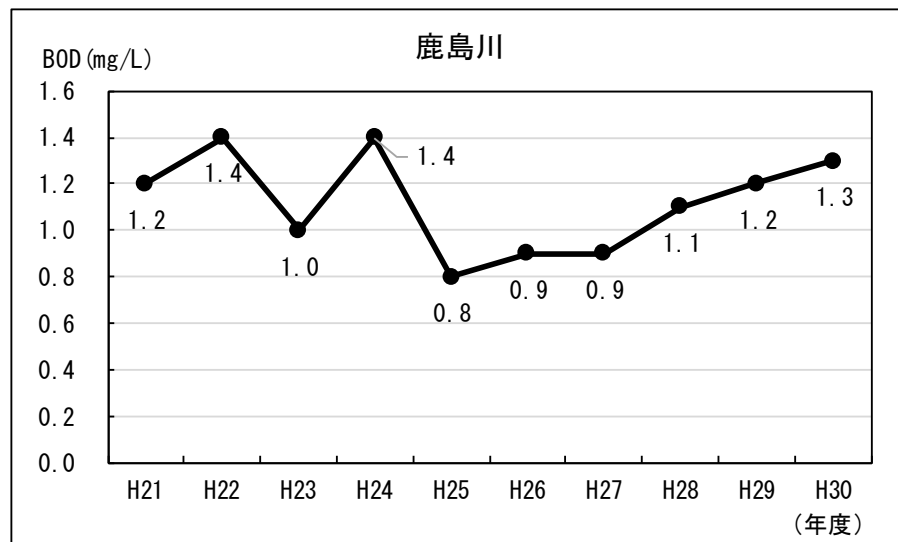
(1) 鹿島川

鹿島川は千葉県緑区土気地区に端を発し、四街道市と佐倉市の境を流下し、西印旛沼に流入しています。若葉区下泉町から西印旛沼の流入地点までの18.9kmは一級河川に指定されています。鹿島川の大部分が水田地帯を流れており、4河川のうち最も流量が多く、四街道市付近では川幅10~20mと広がっています。

また、調査を行なった支流1成山、支流2吉岡など一部コンクリート3面張りとなっており、川幅1~3mで流量も少ないです。

平成21年度から平成30年度までの鹿島川におけるBOD年間平均値の推移は図5-2に示すとおりです。

平成21年度から平成24年度までは増減を繰り返していますが、平成25年度以降は増加傾向に推移しており、平成30年度は1.3mg/Lとなっています。



(資料：四街道市統計データ(令和元年版))

図5-2 BOD年間平均値の経年変化(鹿島川)

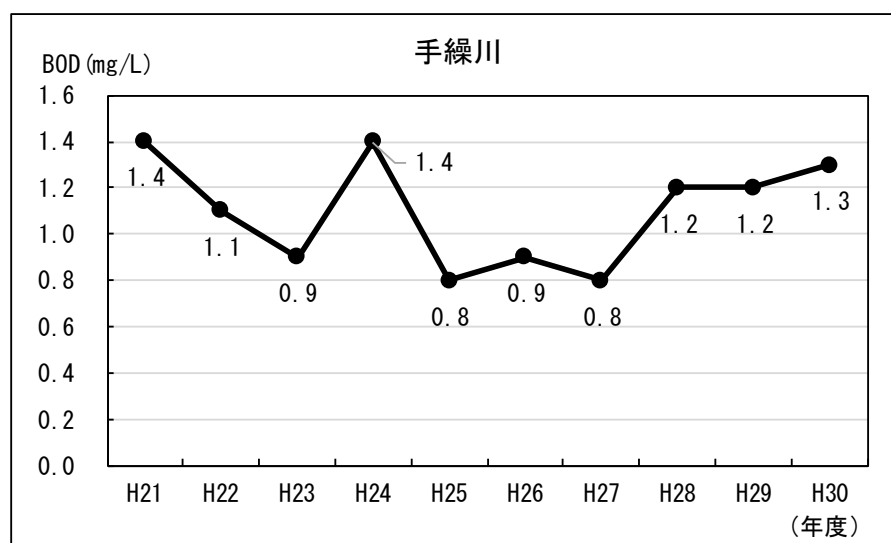
(2) 手繰川

手繰川は四街道市市街地に端を発し、鹿島川同様に西印旛沼に流入しています。

上流はコンクリート3面張りです市街地を流れる排水路となっており、流量は少ないです。下流は水田地帯を流下し、自然護岸となっています。

平成21年度から平成30年度までの手繰川におけるBOD年間平均値の推移は図5-3に示すとおりです。

平成21年度から平成23年度までは減少傾向に推移していましたが平成24年度で増加し、再び平成25年度で減少に転じています。また、平成27年度以降は増加傾向に推移しており、平成30年度は1.3mg/Lとなっています。



(資料：四街道市統計データ(令和元年版))

図5-3 BOD年間平均値の経年変化(手繰川)

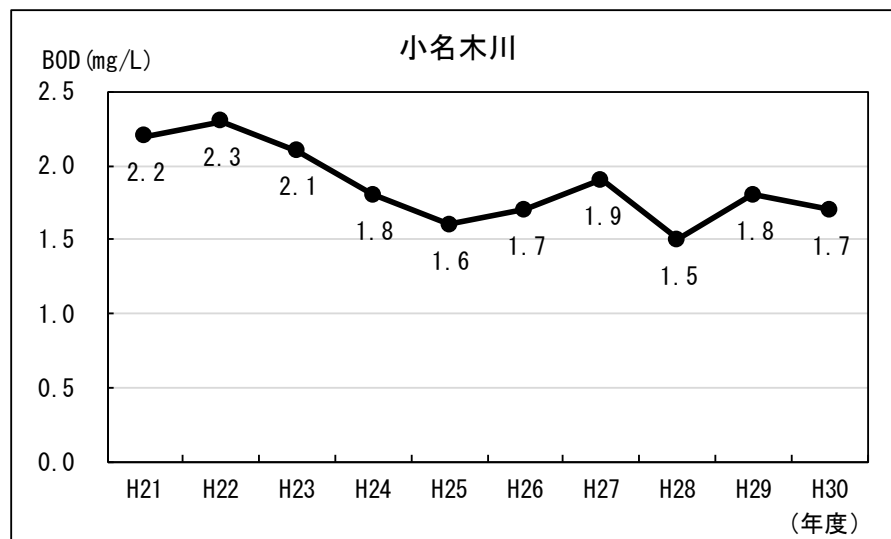
(3) 小名木川

小名木川は鹿島川の流入河川の1つであり、四街道市物井で鹿島川に流入しています。

四街道市と千葉市若葉区若松町の境界付近に端を発し、上流は水田の排水路として利用されています。下流と流入水路はコンクリート3面張りとなっており、川底は1年を通して多量の川藻が繁殖しています。

平成21年度から平成30年度までの小名木川におけるBOD年間平均値の推移は図5-4に示すとおりです。

平成21年度から平成25年度まで減少傾向に推移していましたが平成26、27年度で増加しています。平成28年度で減少に転じましたが、平成29年度で増加し、平成30年度でわずかに減少し、1.7mg/Lとなっています。



(資料：四街道市統計データ(令和元年版))

図5-4 BOD年間平均値の経年変化(小名木川)

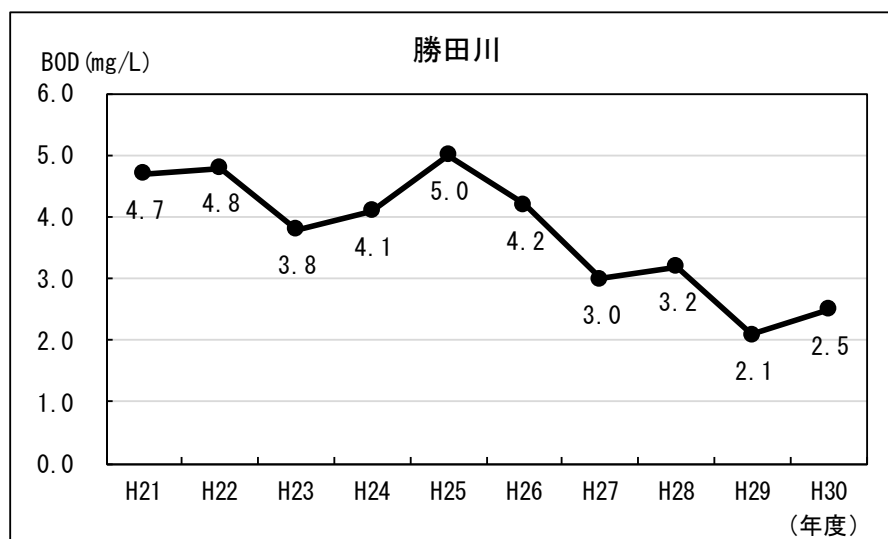
(4) 勝田川

勝田川は四街道市と千葉市若葉区、千葉市稲毛区の境界付近に端を発し、花見川に流入した後、東京湾へ流入しています。四街道市域では上流から下流までコンクリート3面張りの約3m幅の水路となっています。上流では住宅地域内を下流し、生活雑排水の排水路として利用されており、川底にはヘドロが堆積しています。下流は水田地帯を流下し、途中に数箇所の水門が設置されています。

平成21年度から平成30年度までの勝田川におけるBOD年間平均値の推移は図5-5に示すとおりです。

平成21年度から平成23年度までは減少傾向に推移していましたが、平成24、25年度で増加しています。平成25年度以降は概ね減少傾向にあり、平成30年度は2.5mg/Lとなっています。

本市における水質調査4河川のうちBOD値が高い傾向にあります。



(資料：四街道市統計データ(令和元年版))

図5-5 BOD年間平均値の経年変化(勝田川)

資料5 生活排水処理量の現状及び予測

生活排水処理の予測結果を示します。し尿及び浄化槽の原単位は、平成 27 年度から令和元年度までの処理実績の平均とします。

		実績					予測											
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
計画処理区域内人口(a)	人	91,441	92,132	92,906	93,737	94,845	95,149	95,343	95,537	95,731	95,925	96,118	96,143	96,166	96,191	96,214	96,239	
水洗化・生活雑排水処理人口(b=c+d)	人	85,994	86,679	87,310	88,349	89,590	89,941	90,184	90,425	90,668	90,909	91,151	91,223	91,295	91,367	91,439	91,511	
内訳	公共下水道接続人口(c)	人	77,182	77,402	77,781	78,334	79,282	79,351	79,421	79,490	79,560	79,629	79,699	79,699	79,699	79,699	79,699	79,699
	コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口(d)	人	8,812	9,277	9,529	10,015	10,308	10,590	10,763	10,935	11,108	11,280	11,452	11,524	11,596	11,668	11,740	11,812
単独処理浄化槽人口(e)	人	1,928	1,938	1,951	1,922	1,862	1,846	1,829	1,813	1,796	1,780	1,763	1,747	1,730	1,714	1,697	1,681	
浄化槽人口(f=d+e)	人	10,740	11,215	11,480	11,937	12,170	12,436	12,592	12,748	12,904	13,060	13,215	13,271	13,326	13,382	13,437	13,493	
非水洗化人口(g=a-b-e)	人	3,519	3,515	3,645	3,466	3,393	3,362	3,330	3,299	3,267	3,236	3,204	3,173	3,141	3,110	3,078	3,047	
内訳	計画収集人口(し尿汲み取り人口)	人	3,519	3,515	3,645	3,466	3,393	3,362	3,330	3,299	3,267	3,236	3,204	3,173	3,141	3,110	3,078	3,047
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化率 ¹⁾ ($(b+e)/a \times 100$)	%	96.2	96.2	96.1	96.3	96.4	96.5	96.5	96.5	96.6	96.6	96.7	96.7	96.7	96.8	96.8	96.8	
非水洗化率 ²⁾ ($g/a \times 100$)	%	3.8	3.8	3.9	3.7	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	
公共下水道処理率($c/a \times 100$)	%	84.4	84.0	83.7	83.6	83.6	83.4	83.3	83.2	83.1	83.0	82.9	82.9	82.9	82.9	82.8	82.8	
浄化槽普及率($f/a \times 100$)	%	11.7	12.2	12.4	12.7	12.8	13.1	13.2	13.3	13.5	13.6	13.7	13.8	13.9	13.9	14.0	14.0	
うち合併処理($d/a \times 100$)	%	9.6	10.1	10.3	10.7	10.9	11.1	11.3	11.4	11.6	11.8	11.9	12.0	12.1	12.1	12.2	12.3	
生活排水処理率($b/a \times 100$)	%	94.0	94.1	94.0	94.3	94.5	94.5	94.6	94.6	94.7	94.8	94.8	94.9	94.9	95.0	95.0	95.1	
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
人口	人	14,259	14,730	15,125	15,403	15,563	15,798	15,922	16,047	16,171	16,296	16,419	16,444	16,467	16,492	16,515	16,540	
し尿	人	3,519	3,515	3,645	3,466	3,393	3,362	3,330	3,299	3,267	3,236	3,204	3,173	3,141	3,110	3,078	3,047	
浄化槽	人	10,740	11,215	11,480	11,937	12,170	12,436	12,592	12,748	12,904	13,060	13,215	13,271	13,326	13,382	13,437	13,493	
発生量	Kg/年	5,664	5,769	5,765	6,124	6,062	6,194	6,247	6,301	6,372	6,408	6,461	6,474	6,504	6,499	6,511	6,524	
し尿収集量	Kg/年	751	644	638	597	718	638	632	626	622	614	608	602	598	590	584	578	
浄化槽汚泥量	Kg/年	4,913	5,125	5,127	5,527	5,344	5,555	5,615	5,675	5,750	5,794	5,853	5,872	5,906	5,908	5,927	5,945	
単独処理浄化槽汚泥	Kg/年	1,301	1,370	1,278	1,252	1,197	1,226	1,215	1,204	1,196	1,182	1,171	1,161	1,152	1,139	1,127	1,117	
合併処理浄化槽汚泥	Kg/年	3,612	3,755	3,849	4,275	4,147	4,329	4,400	4,470	4,553	4,611	4,682	4,711	4,753	4,770	4,799	4,829	
日発生量	Kg/日	15.5	15.8	15.8	16.8	16.6	17.0	17.1	17.3	17.4	17.6	17.7	17.7	17.8	17.8	17.8	17.9	
し尿収集量	Kg/日	2.1	1.8	1.7	1.6	2.0	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	
浄化槽汚泥量	Kg/日	13.4	14.0	14.0	15.1	14.6	15.2	15.4	15.5	15.7	15.9	16.0	16.1	16.1	16.2	16.2	16.3	
1人1日当たり発生量	g/人日	1.09	1.07	1.04	1.09	1.06	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	
し尿	g/人日	0.58	0.50	0.48	0.47	0.58	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	
浄化槽	g/人日	1.25	1.25	1.22	1.27	1.20	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	
単独処理浄化槽汚泥	g/人日	1.84	1.94	1.79	1.78	1.76	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	
合併処理浄化槽汚泥	g/人日	1.12	1.11	1.11	1.17	1.10	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	

*「水洗化率」とは、し尿を公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理している人の割合。

将来推計に使用する1日1人当たり発生量は5年間の平均を使用する

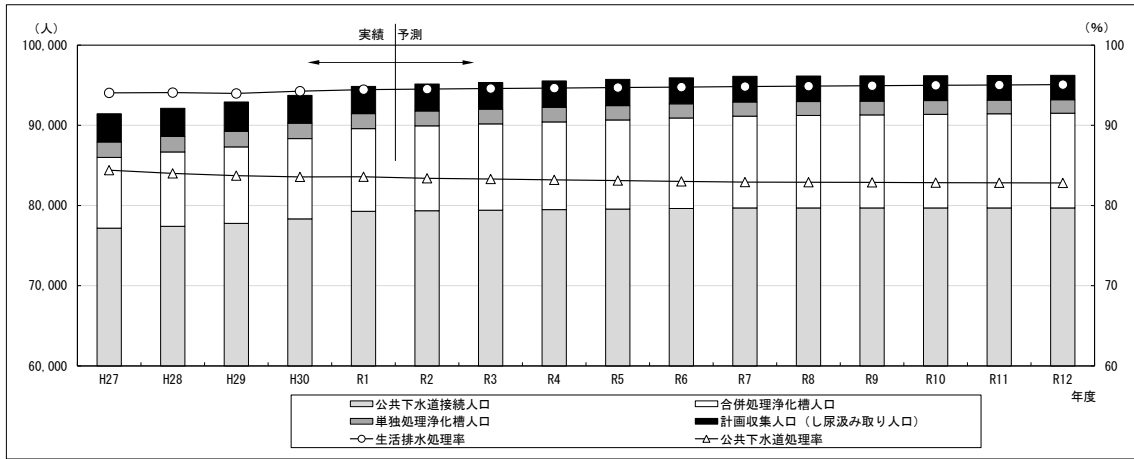


図 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

資料6 ごみ処理対策委員会委員名簿

四街道市ごみ処理対策委員会委員名簿

令和3年7月1日～令和5年6月30日

(区分ごと、敬称略)

No.	区 分	氏 名	団体名他
(1)	学識経験のある者	荒井 喜久雄	全国都市清掃会議
		中山 育美	廃棄物・3R研究財団
		森 田 浩	元 千葉大学・大学院教授 (みそら自治会の推薦する者)
		矢澤 裕	千葉県環境財団
(2)	市民の代表者	櫻井 正人	吉岡地区
		麻生 和雄	吉岡地区
		日和 一郎	みそら地区
		中田 理恵子	市民公募
		神田 美紀	市民公募
		福田 三千男	市民公募
(3)	民間諸団体等の推薦を受けた者	荒井 秀一	再資源化事業協同組合
		増 田 實	四街道市商工会
		市原 敏彦	JA 千葉みらい
		山口 孝子	四街道市消費者友の会

【事務局】 四街道市環境経済部廃棄物対策課計画係
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
TEL：043-421-6132 FAX：043-424-2013

資料7 ごみ処理対策委員会諮問、答申

諮問

廃 第 58 号
令和3年 7月5日

四街道市ごみ処理対策委員会
会長 荒 井 喜 久 雄 様

四街道市長 佐 渡 斉

四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について（諮問）

四街道市ごみ処理対策委員会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

- 1 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について

答申

令和3年8月3日

四街道市長 佐 渡 斉 様

四街道市ごみ処理対策委員会
会 長 荒 井 喜 久 雄

四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について（答申）

令和3年7月5日付け廃第58号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）については、慎重に審議した結果、妥当であると評価しました。

今後、見直しを行った計画の推進にあたっては、次の意見を申し添えます。

四街道市（以下、本市という。）は、平成28年度に策定し、10年間を計画期間とした現一般廃棄物処理基本計画において、「2Rを意識した3Rの推進」、「市民・事業者・行政の協働」及び「適正処理の構築」の3つの基本方針を背景として、これまでの5年間において様々なごみ処理施策の展開に取り組んできており、本市のごみ処理の水準は、引き続き全国・県内水準と同等以上のレベルにあると思われます。また、今回可能な限り、社会情勢に応じた見直しも行っていることが確認できます。

しかしながら、近年、地球規模の環境問題がより深刻化しており、国は、地球温暖化に伴う気候変動への対策として、「脱炭素社会の実現」を掲げるとともに、世界で発生する環境汚染、食糧問題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」や「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、より具体的な施策展開の方向性が示されました。このことを受け、本市としても廃棄物に対する取り組みをより多角的に行う必要が生じてきていることから、次のことに留意する必要があります。

プラスチックの資源循環の促進については、本市ではこれまでもプラスチックの分別排出には積極的に取り組んでいますが、今後はプラスチック製容器包装やプラスチック製品が資源として一括回収されるよう、新たに効果的な分別回収体系を構築することで、プラスチックのさらなる資源化に取り組んでいくことを求めます。

食品ロスの削減については、令和7年の目標達成に努めるとともに、その実現に向けて、市民が座学・体験・見学などを通して食品ロスの削減について考える機会を企画立案し、あらゆる世代が参加できるような形で進めていくことを求めます。

次期ごみ処理施設整備においては、目下の問題を早期に解決して本市の豊かな自然環境に配慮し、脱炭素社会・循環型社会の一翼を担う施設となることを強く要望します。

また、平成29年に「四街道市災害廃棄物処理計画」が策定されたことを受け、他自治体や民間団体と連携して適正な災害廃棄物処理ができる体制の構築を求めます。

四街道市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)

令和3年9月

発行 四街道市
千葉県四街道市鹿渡無番地

TEL 043-421-6132

FAX 043-424-2013

※本冊は再生紙を使用しています。

みんなでごみを減らしましょう！



ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クルちゃん